



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月18日(火) 号外(第7号)

目次

ページ

規則

○群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則(産業人材育成課)

2

■規則

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月十八日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第七号

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則(平成十六年群馬県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表下欄中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「一万四千九百円」を「一万五千百円」に、「一万三千百円」を「一万三千三百円」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第二条の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
